

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

本計画では、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえるとともに、第1期計画の理念を継承し、第2期基本理念を以下のように掲げます。

【基本理念】

**笑顔が輝き しあわせ実感  
みんなで子育て すぎと**

子ども・子育て支援法における基本理念では、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」とされています。

町民みんなが力を合わせ、子どもの成長においてよりやさしい環境を整えていながら、みんなで子育てを支援する街づくりを推進していきます。

## 2 計画の基本目標

本計画では、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえるとともに、第1期計画の基本目標を継承し、第2期基本目標を以下のように掲げます。

### 基本目標1 まちぐるみ みんなでつくる 子育て支援のまち

幼児期の教育・保育や子育て支援事業を充実させるとともに、子育てしやすい地域づくりを推進し、地域ぐるみで子育て家庭を応援します。

### 基本目標2 笑顔が輝き 子ども親も健やかに暮らすまち

母子の健康や子どもの発達に関する支援をはじめ、親子ともに健やかに暮らすことができるよう切れ目なくサポートします。

### 基本目標3 のびのびと 地域で子どもを育むまち

家庭における親から子への教育を支援するとともに、学校や地域の様々な場において、みんなですぎとの子を育成します。

### 基本目標4 みんなで守ろう 安心安全なまち

本町のあらゆる子どもが、自らの権利が守られながら安全に育ち、保護者も安心して子育てできる環境を整えます。

### 3 施策の体系

本町における子ども・子育て支援の基本理念実現を目指して4つの基本目標を掲げ、各目標に関係する子ども・子育て支援施策を展開します。

～ 子ども・子育て支援施策の体系 ～

